

中小企業の

特例承継計画

の提出が締切間近です!

事業承継時の非上場株式等に係る
贈与税・相続税の納税猶予制度のご案内株式の
贈与税・相続税を
ゼロに!

特例承継計画とは?

事業承継税制(特例措置)を受けるためのエントリーシートのようなものです。後継者の氏名や事業承継の時期、承継後5年間の事業計画などを記載します。

事業承継税制(特例措置)とは?

中小企業の経営者が後継者に事業を引き継ぐ際、株式等の承継による多額の贈与税・相続税の納税猶予が受けられ、後継者の負担軽減を図ることができる制度を「事業承継税制」といいます。このうち、2026年(令和8年)3月31日までに「特例承継計画」を東京都に提出し、2027年(令和9年)12月31日までに贈与の実行・相続が開始した場合に、10年間限定の特例措置を利用することができます。

東京都における手続きの流れ

後継者指名

特例承継計画
作成・提出2026年(令和8年)
3月31日までに提出贈与実行
相続開始2027年(令和9年)
12月31日までに承継特例措置
認定申請年次報告
(5年間)

特例措置を利用する主な3つのメリット

メリット

01



対象株式数の上限を撤廃

これまで対象が「発行済株式の2/3まで」に限られていましたが、特例措置では全ての株式が対象に。従来は80%までだった相続税の納税猶予も、特例措置では全額(100%)猶予に。負担を大幅に軽減できます。

メリット

02



複数の後継者への承継が可能に

これまで後継者1人への贈与・相続のみが対象でしたが、特例措置では代表者である最大3人の後継者への贈与・相続が対象に。より柔軟な事業承継が可能になります。

メリット

03



雇用維持要件に救済措置

従来は5年間(事業継続期間)での平均8割以上の雇用維持が必要でしたが、特例措置では要件達成できなくても認定取消とならず、実績報告書の提出により継続可能になります。

事業承継税制(特例措置)を受けるための主な要件



対象会社

- ✓ 中小企業者であること
- ✓ 上場会社・風俗営業会社でないこと
- ✓ 資産保有型・資産運用型会社でないこと
- ✓ 常時使用従業員が1人以上であること
- ✓ 総収入金額が0を超えていること



先代経営者

- ✓ 代表者であつたいずれかの時及び贈与・相続開始の直前において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有している(後継者を除く)こと
- ✓ 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと



後継者

- ✓ 贈与時・相続時において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有していること
- ✓ 特例承継計画に記載された後継者であること

- 贈与 贈与の直前において役員であり、贈与時に18歳以上の代表者であること等
- 相続 相続開始の直前において役員であり、相続開始から5ヶ月後に代表者であること等

特例承継計画の提出書類

様式第21 確認申請書(特例承継計画)1部、写し1部

作成に当たって、認定経営革新等支援機関による指導・助言を受ける必要があります。

履歴事項全部証明書

申請会社の履歴事項全部証明書の原本(確認申請日の前3ヶ月以内に取得したもの)を添付してください。
※先代経営者の代表権について記載がない場合は、閉鎖事項全部証明書も添付してください。

返信用レターパック

東京都から確認書を交付する際に使用します。

提出期限:2026年(令和8年)3月31日(消印有効)



郵送のみで受付

提出先

〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当

お問い合わせ

東京都 産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当

電話番号 03-5320-4785

受付時間

平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00

(年末年始及び土日祝日を除く)

※東京都に本店登記がある中小企業のお問い合わせ窓口です。

※贈与税及び相続税の税額、株式の評価額の算定方法などについては、管轄の税務署にお問い合わせください。



東京都事業承継税制特設サイト

検索

<https://jigyo-shokei-zeisei.metro.tokyo.lg.jp/>